

よくあるご質問と回答Q&A

営業者グリーンインフラレンディング（以下、「GIL社」といいます）に対する債権者破産申立てに関しまして、本Q&Aをご参照くださいますようお願いいたします。

Q 1. GIL社に対する債権者破産申立てを行った理由をお聞かせください。

A 1. 当社は、2019年12月25日付け「延滞案件の解消方針についてのお知らせ」にて、投資家の皆様にお約束したとおり、長期にわたり延滞が発生しているにも関わらず、投資家の皆様への情報の開示に非協力的な営業者であるGIL社及びその運用会社JCサービス（以下、「JCS社」といいます）に対し、GIL社への債権者破産申立てを行い中立の立場である破産管財人の下で、資金の流れなど詳らかにしていただくことで、投資家の皆様への正確な情報開示、回収業務の適正な遂行による配当が可能になると判断いたしました。

Q 2. 債権者破産申立てまで、1年以上経過した理由はなぜですか

A 2. GIL社からは、売却は決まっているがコロナ禍の影響により、入金待ちの状況が長引いているとされ、投資家への償還方法が確定しだい当社へ連絡するとされていきました。このようなGIL社の報告が正しいものである場合、破産手続きにより償還元本が毀損する恐れがあります。このような理由から、真偽確認のため長期にわたり開示交渉と調査をすすめていました経緯より、長期にわたりお時間の経過に至りましたこととお詫び申し上げます。

Q 3. 令和元年7月以降投資家への情報発信が何もなかったのはなぜですか

A 3. 当社は、令和元年6月26日の配信でお知らせいたしました投資家への配当準備金10億円の償還を速やかに行うようGIL社に求めていたところ、GIL社側によれば業務提携合意は解消されたので、当社の要請に応じる理由はないとして、投資家への償還方法を決定しだい当社へ協力を求めるとして、投資家への配信においてもGIL社の事前同意がないものは、一切の公表をしないように強く求められました。その後においてもGIL社は、当社からの開示要請に十分に応じることがなく、情報の発信が行えない状況に至りました。

Q 4. JCS社のHPでは、85%程度の返済予定を確保したと公表しているのに法的手続きをしたのはなぜですか。

A 4. 当社は、JCS社が投資家の皆様向けにHPに公表を行う都度、営業者であるGIL社に対しその返済予定を示す証憑を開示するように要請してまいりましたが、「売却に向け交渉中です」との回答に終始し一切の開示が行われず、その公表内容の真偽は確認ができません。このような状況から延滞案件が好転する可能性は極めて低く、その事実確認を早急にする必要があると判断し法的手続きを進めることといたしました。また、GIL社は延滞案

件すべてのファンドにおいて償還義務がございます。JCS社の公表どおり延滞案件の返済に充てることができるだけの財産があり、支払不能または債務超過ではないと裁判所が判断した場合は、破産手続きは開始されません。

Q 5. GIL社を破産させることで、投資家への返済額が減ってしまうのではないのでしょうか

A 5. 営業者GIL社の資産状況は不明です。投資資金の最終貸付先であるJCS社についてもGIL社から十分な情報提供は行われておらず不明確です。GIL社が破産した場合にどのような配当がなされるかについては明確にお答えすることができませんが、配当が無い場合もございます。裁判所から選任された破産管財人により公平・公正な資産調査と、GIL社が保有する債権を最大限回収し、すべての資産を公正に配当していただくことが最善と思われれます。

Q 6. SPCのGIL社ではなく親会社のJCS社へ破産申立てはできませんか

A 6. 当社と投資家の皆様の債権は、GIL社に対するものになりますので、営業者GIL社に対して破産申立てを行います。破産手続きが開始された場合は、GIL社の破産管財人が資金の流れを調査することになりますので、出資金の追跡等最善を尽くされるものと思われれます。

Q 7. maneoマーケットから、投資家の元本について補償してもらえないか

A 7. 投資家の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしていますことを深くお詫び申し上げます。皆様においては、自らの判断と責任において出資を行っていただいております。当社は、投資家の皆様からの補償や返金の要請には応じかねますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

Q 8. GIL社への破産申立てによる貴社（maneoマーケット）のメリットは何ですか

A 8. 当社は、長期にわたる延滞営業者であるGIL社の破産手続きが開始され、債権者である投資家の皆様に透明な情報が公開されることを期待し、裁判所の判断による公正な手続きにより、当該延滞案件の終息を目指すことが、投資家の皆様と当社のメリットと思慮しております。

Q 9. 特定の投資家に、債権者破産申立ての賛同案内があったと聞いたが、なぜ特定する必要があるのでですか。

A 9. 当社が慎重に選定した特定の投資家とは、GIL社が2018年7月および2019年4月に貸付先から返済を受けた資金について分配・償還を受けるべきであった皆様です。しかし、GIL社は当該入金がどのファンドの返済資金であるのか、当社が要請する証憑等開示に

じないため、当社側でファンドを特定することが難しく、当該ファンドの債権者としてGIL社が認めざるを得ないと思われる方の中から一定数選定させていただいております。最も破産手続きが開始された場合は、債権者として破産申立てを行った方も、破産手続きが開始されたのちに債権者として債権届をされる方も、破産手続きによる配当を受ける権利は公正に確保されます。

Q10. 投資家を特定したということは、特定のファンドだけが破産の対象で、他のファンドは破産の対象ではないのですか

A10. GIL社に対するすべての債権が破産債権等となります。こちらについては、Q5も合わせてご参照ください。

Q11. 債権者として破産申立てに参加した特定の投資家と、参加していない投資家とで情報開示に差が生じるのでしょうか。

A11. 投資家の皆様が債権者破産を弁護士に依頼された場合、当該委任弁護士からの報告を受けられるものと考えられます。もっとも、当社からは、当該弁護士に依頼された投資家の皆様も、依頼されなかった投資家の皆様も含めて、メールやホームページでの公表などによるご報告を行って参ります。

Q12. maneoマーケットの債権は何ですか

A12. 当社がGIL社に請求できる債権とは、当社のシステムのメンテナンス料等になります。

Q13. 債権者破産申立てへの賛同案内は受けていませんが、申立てに参加できますか。

A13. 債権者破産申立てをなし得る投資家の皆様（Q9をご参考下さい）を慎重に選定し、ご案内させていただきました。GIL社の延滞案件においては、案件ごとに債権構成がことなるため、当該ご案内を差し上げていない投資家の皆様には、大変恐縮ですがご遠慮いただいております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

Q14. この申立てにより破産手続きは開始されるのでしょうか

A14. 裁判所が破産手続の開始決定の判断を行うこととなります。裁判所は申立ての内容を審査し、GIL社の審尋を踏まえたうえで判断することとなります。申立ての債権額が少ない場合、支払不能とはいえ、破産手続開始決定が得られない場合もございます。

2021年3月12日